

# 授業料減免について

この資料は、特に初めて授業料の免除を受けようとする  
学生向けに作成しています。

実際に申請する際には、申請期間中に配付される  
申請要項等の案内を必ず確認してください。

授業料免除を受けたい  
のですが・・・。

高等専門学校の場合、  
学年によって申込みできる制度が  
異なります。

- 本科1～3年生対象  
「就学支援金制度」
- 本科4～5年生、専攻科生対象  
「修学支援新制度」  
(給付奨学金付帯の授業料減免)

## 本科1～3年生

### 高等学校等就学支援金制度

- 一般の高校生に相当する本科1～3年生対象の制度。
- 原則として対象学年の学生全員に対して、マイナンバー等により家計審査が行われ、基準に該当する場合、授業料の全部または一部が免除されます。
- 制度の詳細と申込みについては学校から案内があります。

## 本科4、5年生、専攻科生

### 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免

- 「高等教育の修学支援新制度（令和2年度新設）」による授業料等の減免は日本学生支援機構給付奨学金に付帯する形で決定します。
- したがって、日本学生支援機構の給付奨学生となることで授業料等の減免が受けられますので、授業料の減免を希望する場合は、必ず日本学生支援機構給付奨学金に申し込んでください。（本科1～3年生とは違い、各自で応募手続きが必要です）

## 本科生、専攻科生

### 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度 (災害等による場合)

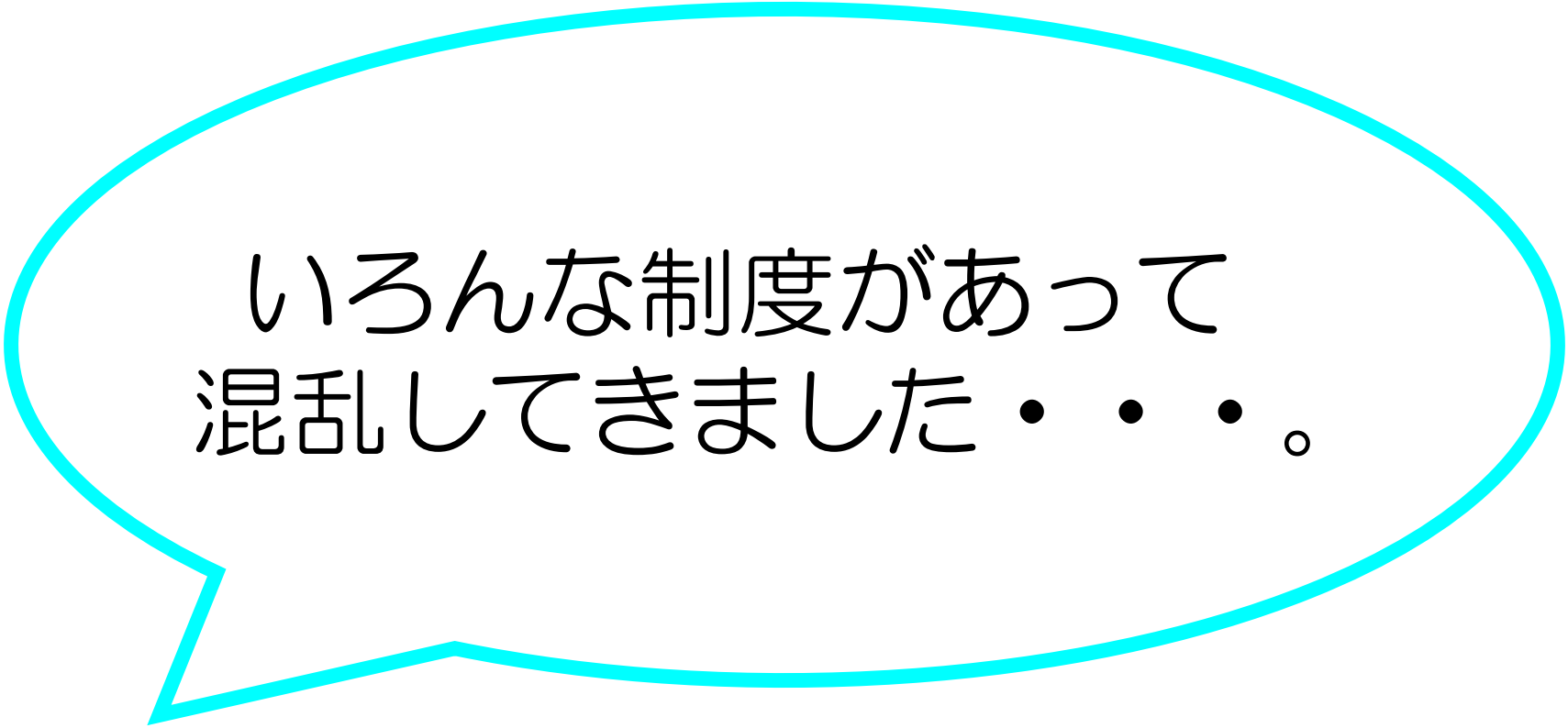
- 授業料の各期の納付期限前6ヶ月以内（新入学生の前期分授業料については、入学前1年以内）において、学資負担者が死亡した場合又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等に申請できます。

## 本科生、専攻科生

### 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度 (その他特別な事由の場合)

- (本科1～3年生) 特別な事由等により「高等学校等就学支援金」の利用ができない学生等が申請できる場合があります。
- (本科生、専攻科生) 授業料の各期の納付期限前6ヶ月以内において、学資負担者の失職等により著しい家計の急変があった場合に申請できます。





いろいろな制度があって  
混乱してきました・・・。

まず、申請できる学年を確認しましょう。

次に、申請できる条件を確認して、  
自身の状況に合致するかどうか確認しましょう。

特別な事由による場合などは、自分では判断ができないかもしれません。

詳しいことを知りたいときや判断に迷ったときは学生課学生支援係へご相談ください。

昨年、授業料の免除※  
を受けていました。  
今年も自動的に免除に  
なりますか？

※就学支援金による支援措置含む

いいえ、自動的に免除にはなりません。  
授業料免除を受けようとする学生は、  
定められた期間内に必要な申請を  
行ってください。

（特に3年生から4年生に進級した際は、利用する制度が  
変わりますのでご注意ください）

具体の手続きは、学校から適宜お知らせします。  
また、前年度免除を受けていた方でも、  
家計の変化等により当年度の審査では免除にならない場合が  
あります。

ここからは、

- 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

についての説明です。

※高等学校等就学支援金にはあてはまりませんので注意してください。

高等教育の修学支援新制度  
による授業料等の減免に申  
し込む予定です。授業料が  
免除になれば、奨学金は不  
要なのですが・・・。

原則として「高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免」を希望する場合は、日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要です。

給付奨学生に採用された上で、給付奨学金の受け取りを停止することもできますが、選考の結果により、授業料が全額免除にならない場合もあります。

また、学用品や学事行事に想像よりお金がかかる場合もあります。

他の奨学金を受給していることによる申請の制限等がない限り、給付奨学金もあわせて利用してください。

高等教育の修学支援新制度  
に採用されるか心配です。  
他にも利用できる制度は  
ありませんか？



## 本科4、5年生、専攻科生の場合

授業料減免ではありませんが、他の奨学金制度(併給制限のない制度)を利用する方法があります。

例えば、日本学生支援機構の貸与奨学金です。

(貸与奨学金は、奨学金貸与終了後返還が必要な制度です)

また、災害等による場合や特別な事由の場合に該当するようでしたら、国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度にも申し込みできます。

## 貸与奨学金に関する注意

貸与奨学金は学生自身が「借りる」 ものです。

返還義務は本人にありますので、 利用する場合は、保護者ともよく相談してください。

- ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・ 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

秋田高専在學生向け  
秋田高専在學生以外のご利用はご遠慮ください

今すぐ申請できますか？

- ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・ 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

秋田高専在學生向け  
秋田高専在學生以外のご利用はご遠慮ください

原則として年2回設けられる申請期間のみ  
申請できます。

申請時期になりましたら、学校ホームページ、  
教室掲示等でお知らせします。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

秋田高専在学学生向け  
秋田高専在学学生以外のご利用はご遠慮ください

申請ってどんなことを  
するんですか？  
難しくない？

基本的な流れは以下のとおりです。

- ① 学生課を訪ね、申請書類をもらう
- ② 申請書類をよく読む  
どの制度へ申請するか決める
- ③ 「自分が提出しなくてはならない書類」を把握する
- ④ 上記③で把握した証明書類等の取得、申込書類の作成
- ⑤ （必要な場合）WEB入力
- ⑥ 申込書類一式を学生課へ提出

③、④が難しいかもしれません。  
申請書類をよく読み、じっくり  
取り組んでください。  
証明書類、申込書類には、自分  
一人では用意できないものもあ  
ります。ご家族にもお願いして  
準備してください。

わからなくなったり悩んだりしたときは学生課まで必ず聞き  
に来てください。誤った手続き・書類提出は、希望する支援  
が遅れたり、受けられなかったりする場合があります。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

秋田高専在學生向け  
秋田高専在學生以外のご利用はご遠慮ください

申請予定だけど…、  
あれ？締切っていつ？

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

秋田高専在學生向け  
秋田高専在學生以外のご利用はご遠慮ください

募集のお知らせとともに締切もお知らせします。

高等教育の修学支援新制度による授業料減免へ申請する場合、日本学生支援機構へ給付奨学金の申請をする必要もあります。こちらの申請期限も厳守しなくてはなりません。

締切後の申請は受け付けできませんのでご注意ください。



国立高等専門学校機構が  
実施する授業料減免制度は  
提出書類がたくさんあると  
聞いたけれど・・・。

配付された用紙すべてを提出しなくてはならないとは限りません。

申請書類をよく読み、「自分が提出しなくてはならない書類」をピックアップしてください。

証明書類、提出書類には自分一人では用意できないものもあります。  
ご家族にもお願いして準備してください。

- ・高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

秋田高専在學生向け  
秋田高専在學生以外のご利用はご遠慮ください

申請手続きを行いました。  
これで授業料が免除になる  
のですか？

- ・ 高等教育の修学支援新制度による授業料等の減免
- ・ 国立高等専門学校機構が実施する授業料減免制度（災害等・特別な事由）

秋田高専在學生向け  
秋田高専在學生以外のご利用はご遠慮ください

いいえ、  
申請だけでは授業料免除になるかどうか決定していません。

いずれの制度においても審査を行い、選考結果を出します。  
選考結果によっては、免除にならない場合もあります。

申請書類、ページも文字も多くて  
ぐったり・・・。

## おつかれさまです。

奨学金も授業料減免も、限られた原資をもとに、必要な支援を的確・適正に実施するにあたり、厳格な確認・審査が求められるため、どうしても文量が多くなってしまいます。

しかし、資料等に記載されている文章はどれも大事なことで、申請内容に誤りがあれば、本来受けられるはずの支援が受けられなくなることもあります。

きちんと読んで、わからないときは辞書を引いたり、保護者の方や学生課に相談したりして、内容をよく理解したうえで申請してください。

わからないことがあるのですが、  
どこに相談すればいいのでしょうか？

授業料等の減免に係る申請については、学生課学生支援係まで相談してください。

申請書類等を読んでいてわからないことがあった場合は、書類を持参してください。

学生課学生支援係

窓口：平日8：30～17：00